

守ろう! 確かめよう!
この最低賃金

北海道 最低賃金

1時間 **654** 円

平成19年10月19日発効

特定の産業には産業別最低賃金が定められています。



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署



最低賃金制度をよく知って、 守ろう! 確かめよう! 最低賃金



Q.最低賃金制度とはなんでしょう?



A.最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金があります。

Q.最低賃金より低い賃金を労働者、使用者 双方合意の上で定めた場合はどうなりますか?



A.労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q.最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか?



A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q.最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか?



A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合・・・時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合・・・日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金(時間額)
- ③月給制の場合・・・月給 $\div$ 1月平均の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

最低賃金以上の額が支払われていますか?お確かめください。

「最低賃金制度」はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。
具体的な金額など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>